

事例 11

先進医療給付金のお支払い

先進医療給付金の支払対象となる「先進医療による療養」とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当するものをいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定めた施設基準に適合する病院または診療所で行われるものに限ります。ただし、先進医療として定められた医療技術でも、療養を受けた時点において、一般診療へ導入されているものおよび先進医療としての承認を取り消されているものは、支払対象から外れます。

【先進医療特約の種類】

	支払額	支払限度
先進医療特約(06)	特約基本保険金額に所定の給付割合を乗じた金額	給付割合を通算して100%(500万円)
先進医療特約(16)	先進医療技術料と同額	通算2000万円

先進医療技術に相当する医療を受けられた場合でも、それが厚生労働大臣が定めた施設基準に適合する取扱医療機関以外で行われたときは、先進医療給付金の支払対象とはなりません。対象となる先進医療の種類とその取扱医療機関につきましては、厚生労働省または弊社のホームページにてご確認ください。

厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で受けられた手術・療養であっても、その方法・症例によっては先進医療に該当しない場合があります。先進医療に該当し、先進医療技術料を証明していただけるかどうかについて、必ず事前に病院にご確認ください。

事例 12

移植医療給付金のお支払い

所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けられたとき、移植医療給付金をお支払いします。

【給付割合表】

給付の対象	給付割合	備考
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	脾臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術 骨髄移植術	30%(2回目以降は10%) 30%(2回目以降は10%)
骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術(※) ※2021年4月2日以降に受けた場合に限る		3%
		この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。

■移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%を限度とします。

■骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。